

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「竹原市」の下に、「三原市」を、「江田島市」の下に、「府中町」を加え、「三原市及び府中町については(3)、(7)から(9)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち障害児相談支援事業に係るもの並びに(23)に掲げる事務を除き」を削り、「(7)から(14)まで」を「(10)から(12)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち児童自立生活援助事業に係るもの」に改め、同表の第九号の六及び第九号の六の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表の第二十号の三中(30)を(33)とし、同号(29)中「特定施設の」を削り、同号中(29)を(32)とし、(28)を(31)とし、同号(27)中「特定施設に係るものに限る。(28)において同じ。」を削り、同号中(27)を(30)とし、同号(26)中「（法第五条第三項に規定する者に係る法第五条、法第七条、法第十条又は法第十一条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出に係るものを除く。）」を削り、同号中(26)を(29)とし、(25)を(28)とし、同号(24)中「（特定事業場に係るものに限る。）」を削り、同号中(24)を(27)とし、(23)を(26)とし、同号(22)中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同号中(22)を(25)とし、同号(21)中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同号中(21)を(24)とし、(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、(18)を(21)とし、(17)を(20)とし、(16)を(19)とし、(15)を(18)とし、(18)の前に次のように加える。

- (17) 法第十三条の三第一項の規定による法第十二条の四の基準を遵守していないと認められる場合の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用方法の改善命令並びに有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止命令

第二条の表の第二十号の三中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、同号(11)中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同号中(11)を(13)とし、同号(10)中「及び」の下に「特定施設又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、「（特定施設に係るものであって、排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。）」を削り、同号中(10)を(12)とし、同号(9)中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加

え、同号中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(10)の前に次のように加える。

- (9) 法第八条第二項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令

第二条の表の第二十号の三中(7)を(8)とし、同号(6)中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同号中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同号(3)中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、「(排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。(6)、(9)、(11)及び(29)において同じ。)」を削り、同号中(3)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。

- (3) 法第五条第三項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受付

第二条の表の第二十号の三中「(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(25)」を「(5)、(6)、(10)、(15)、(18)、(19)及び(28)」に改め、同表の第二十四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表の第二十四号の二中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に改め、「(竹原市)」の下に「(三原市)」を加え、「(江田島市、北広島町)」を「(江田島市、府中町、北広島町)」に改め、「(三原市及び府中町については(1)から(15)まで、(37)から(41)まで(一般相談支援事業及び特定相談支援事業に係る事務を除く。))及び(42)に掲げる事務に限る。)」を削り、同表の第三十五号中「(7)、(8)、(12)から(14)まで及び(20)から(23)まで」を「(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで」に改める。

第三条の表の第二十二号の二(1)中「第五条第一項及び第二項」を「第五条第一項から第三項まで」に改め、「(第六条第一項、第七条、第十条及び第十一条第三項については、特定施設に係るものであって、排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。)」を削り、同号(2)中「(特定施設に係るものであって、排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。